

# 資料編

# 小樽市子どもの読書活動に関するアンケート調査集計結果

## 1 調査概要

### (1) 調査目的

本調査は、0歳からおおむね18歳までの子どもと、読書環境を取り巻く大人の読書に関する意識について調査し、小樽市子どもの読書活動推進計画策定のための基礎資料とすることを目的とする。

### (2) 調査方法と回収結果

#### ①児童・生徒アンケート調査

【調査校】14校（小・中学校各6校、高等学校2校） ※市内6地区より1校ずつ、公立高校

- 【対象】
- ・小学校4年生から6年生の各学年1クラス
  - ・中学校1年生から3年生の各学年1クラス
  - ・高等学校2年生全生徒
  - ・市立図書館来館者（該当年齢の児童・生徒）

※回収数5件を小学生の数値に合算します。※欠席者等は除く。

	全体	小学生	中学生	高校生
配付予定数(件)	1,558	498	582	478
回収数(件)	1,480	495	527	458
回収率(%)	95.0	99.4	90.5	95.8

#### ②保護者アンケート調査

【調査施設】20か所（幼稚園・小学校各6か所、保育園7か所、保健所）

※市内6地区より1～2か所ずつ

- 【対象】
- ・幼稚園・保育所・小学1～3年生の保護者に対する読書アンケート調査
  - ・保健所の10か月健診を行うお子さんの保護者に対する読書アンケート調査
  - ・来館者等（保護者）へのアンケート調査（お子さんが小学3年生以下対象）

	全体	幼稚園	保育園	小学校	保健所
配付予定数(件)	1,536	450	491	495	100
回収数(件)	680	219	137	259	65
回収率(%)	44.3	48.7	27.9	52.3	65.0

#### ③幼稚園・保育所施設アンケート調査

【対象】幼稚園 14件、保育所 21件

### (3) 調査方法

郵送配布・FAX・郵送・直接回収

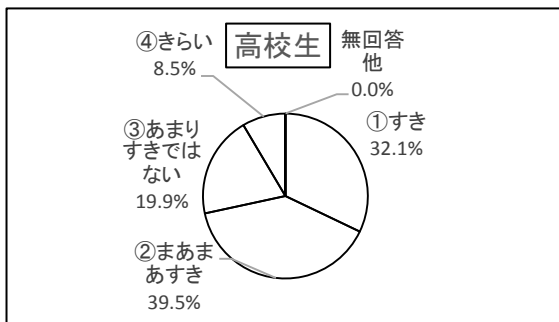
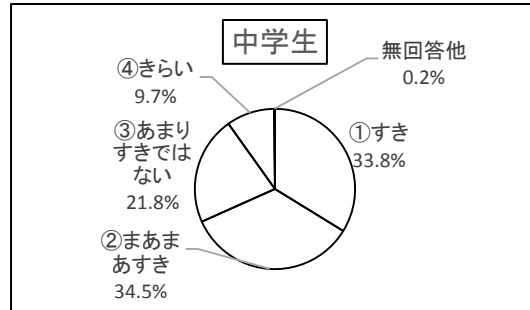
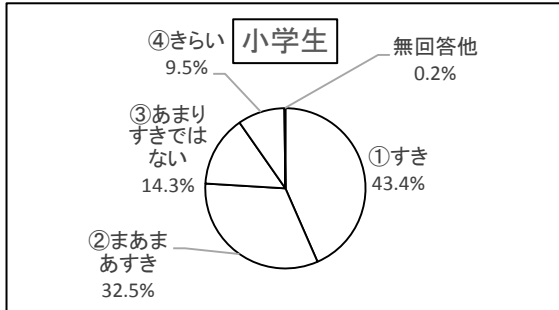
### (4) 調査期間

平成29年11月1日(水)～11月30日(木)

## 2 調査結果

### 2-1 児童・生徒アンケート調査

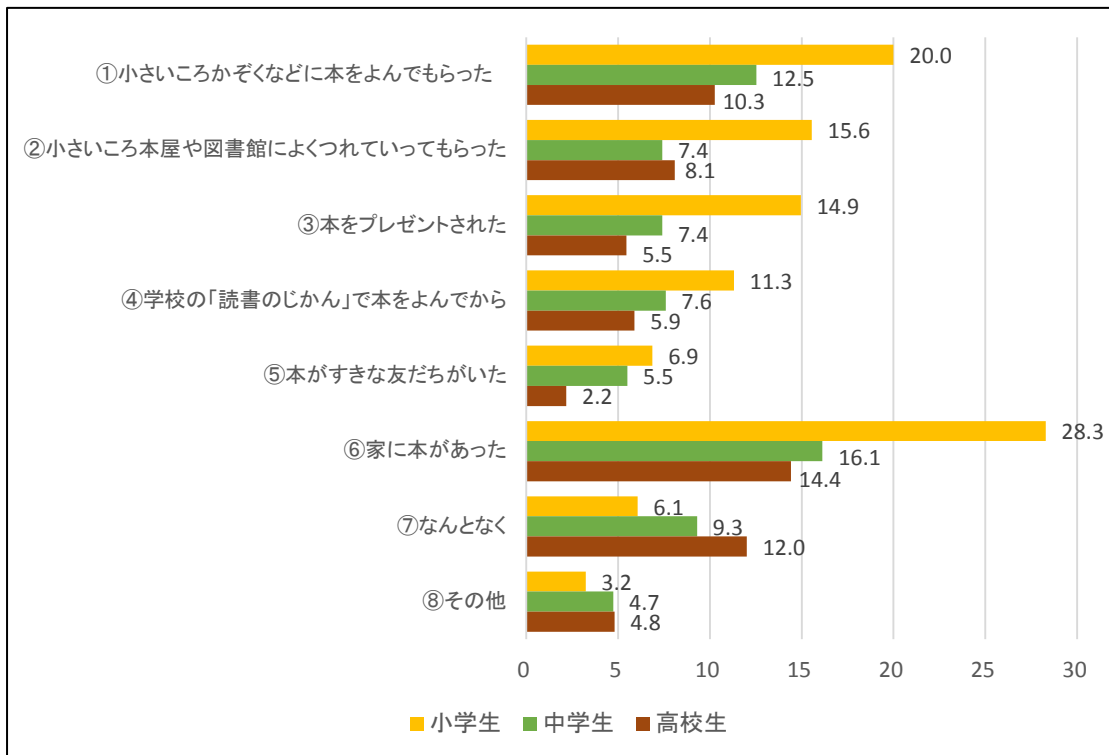
質問1：あなたは本をよむのが好きですか。



質問2：質問1で、①「好き」とこたえた人だけおききます。なぜ本をよむことが好きになりましたか。

(複数回答)

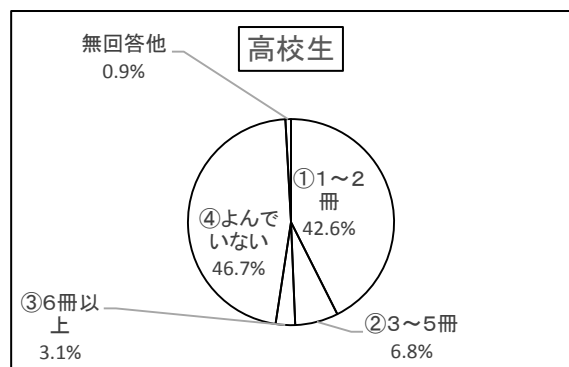
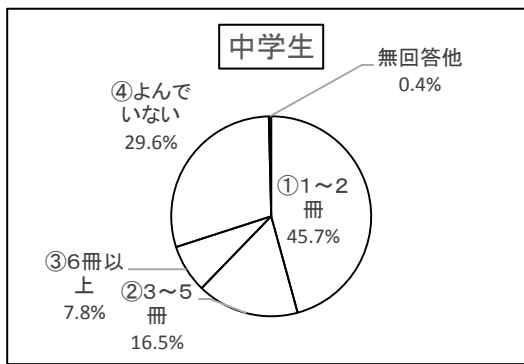
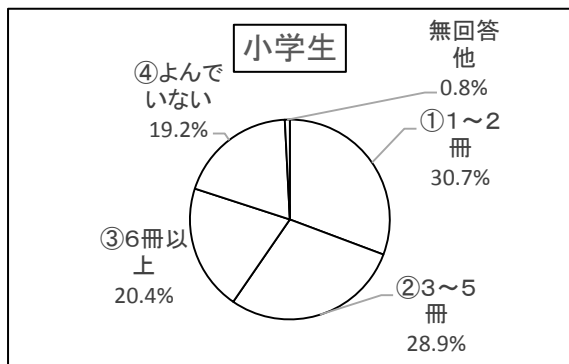
(%)



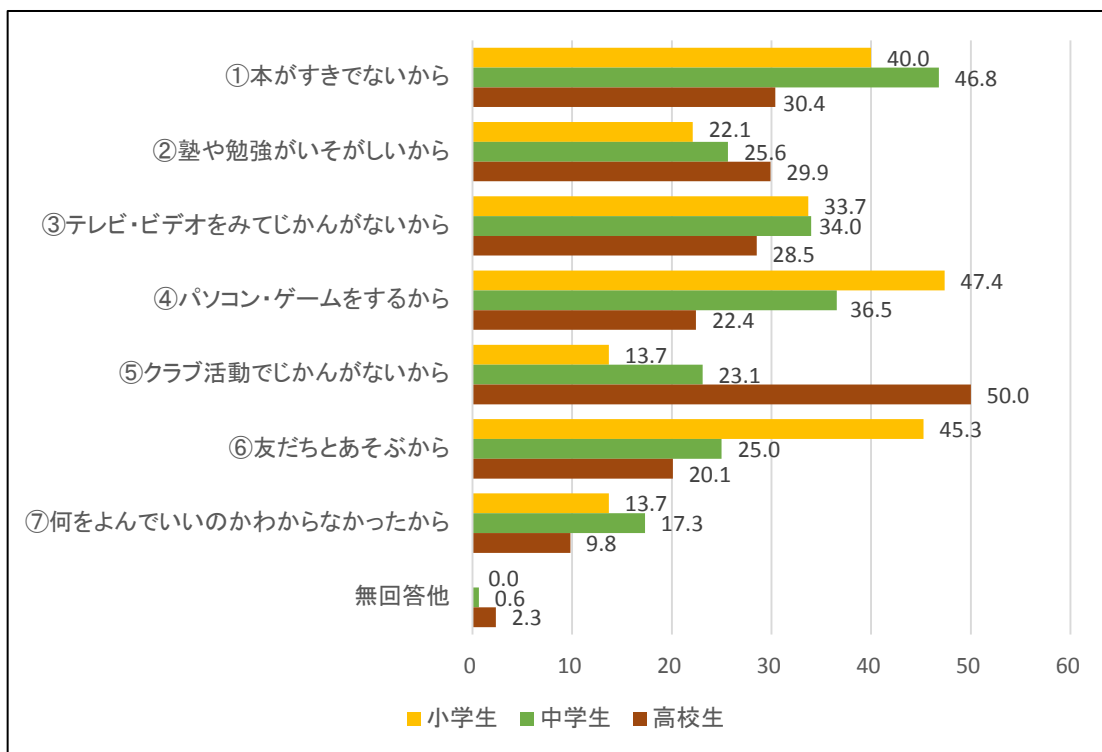
質問2「なぜ本をよむことが好きになりましたか。」(その他)

- ・アニメ化された小説を見て。
- ・趣味の本を買ったら好きになった。
- ・字を読むのがうれしかったし、一番最初に読んだ本がおもしろかった。
- ・学校の図書室が好き。
- ・学校図書館の本がおもしろかった。
- ・図書館でなんとなくとった本が面白かった。
- ・小学校の教師が読書をすすめたことの影響。
- ・図書委員になってから。
- ・夏休みの本を借りるのに友達にすすめてもらって読んで好きになった。
- ・「本を読みな」と親に言われてすごく好きになった。
- ・夏休みに本を読んでその感想をノートに書いていたら好きになった。
- ・家族で好きな本でもりあがったから。

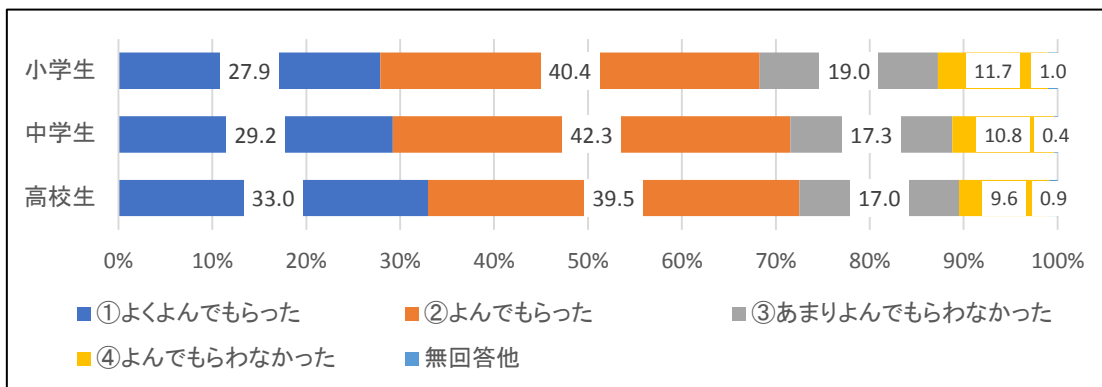
質問3：1カ月で何冊くらい本をよみますか。(教科書、マンガ、ざっしをのぞく)



質問4：質問3で、④「よんでいない」とこたえた人だけおききします。よんでいないのはなぜですか。(複数回答)  
(%)

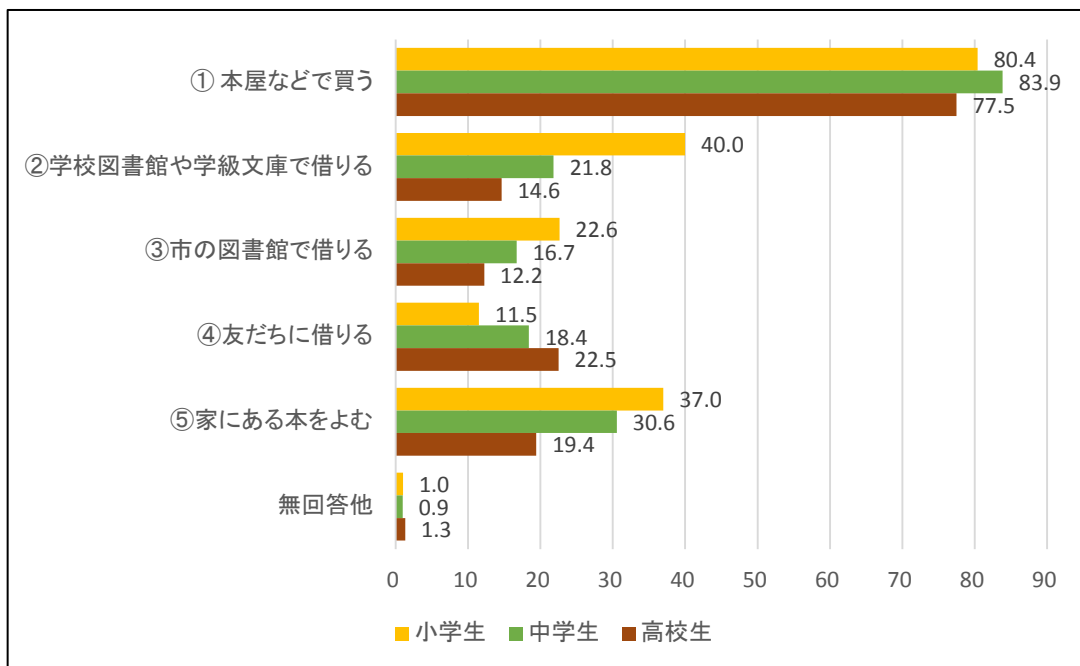


質問5：小さいころ、かぞくから本をよんでもらいましたか。(%)



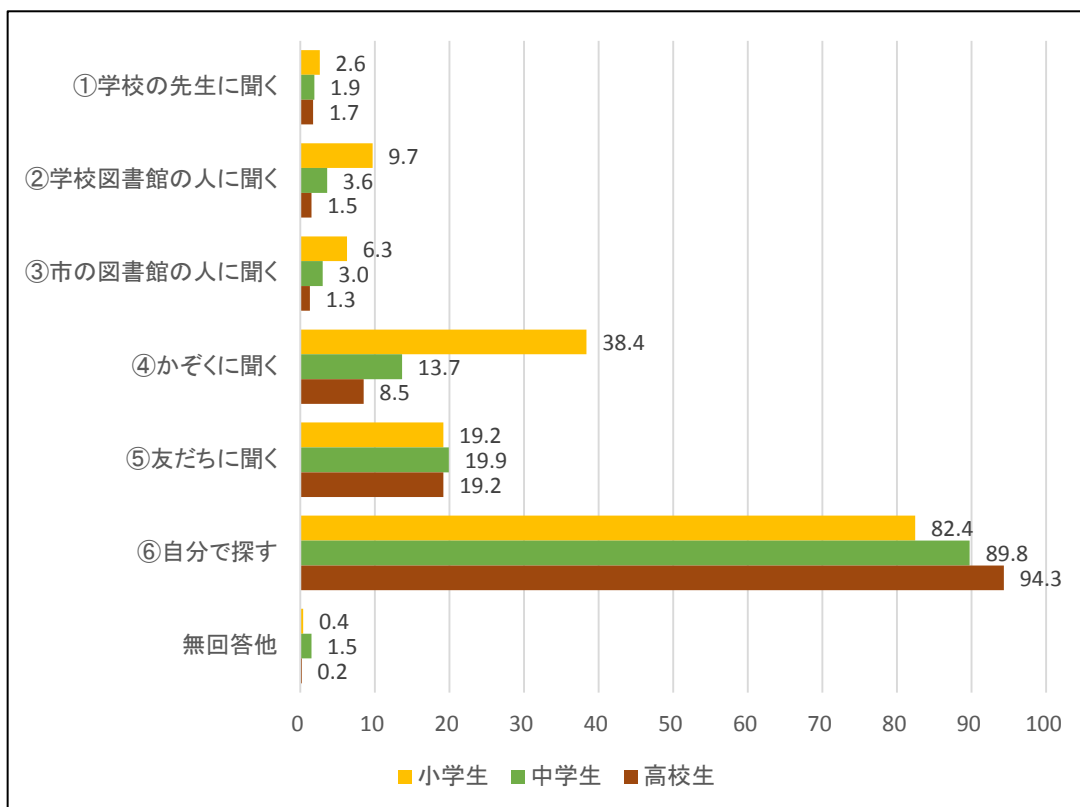
質問6：よみたい本は、どこで手に入れますか。(複数回答)

(%)



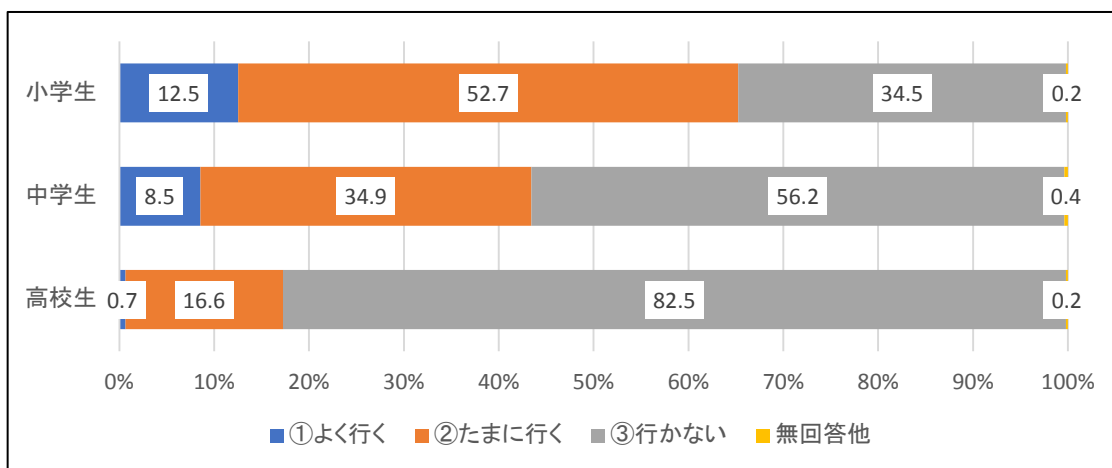
質問7：よみたい本をどのように見つけますか。(複数回答)

(%)



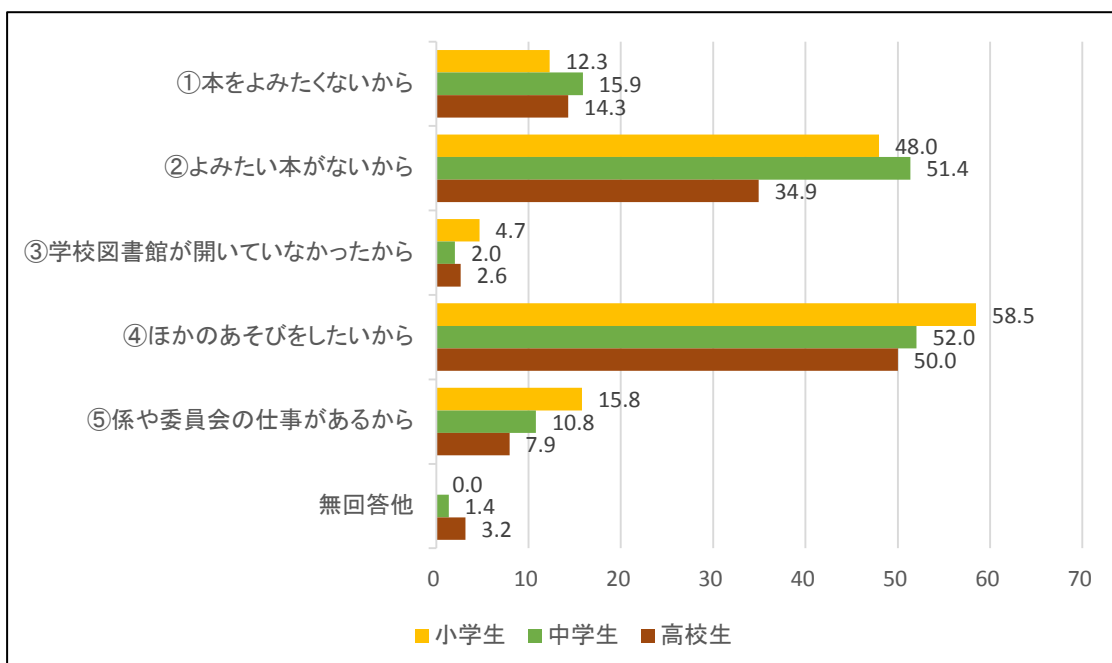
質問8：休み時間や放課後に、学校図書館に行きますか。

(%)



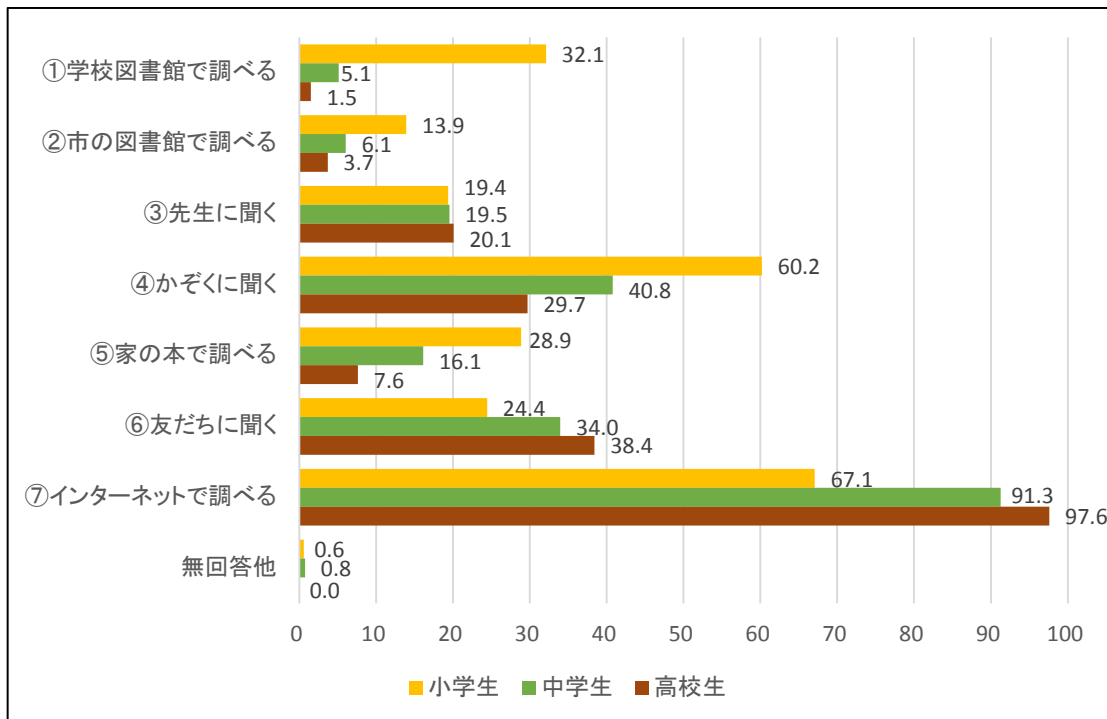
質問9：質問8で、③「行かない」とこたえた人だけお聞きします。学校図書館に行かないのはなぜですか。(複数回答)

(%)



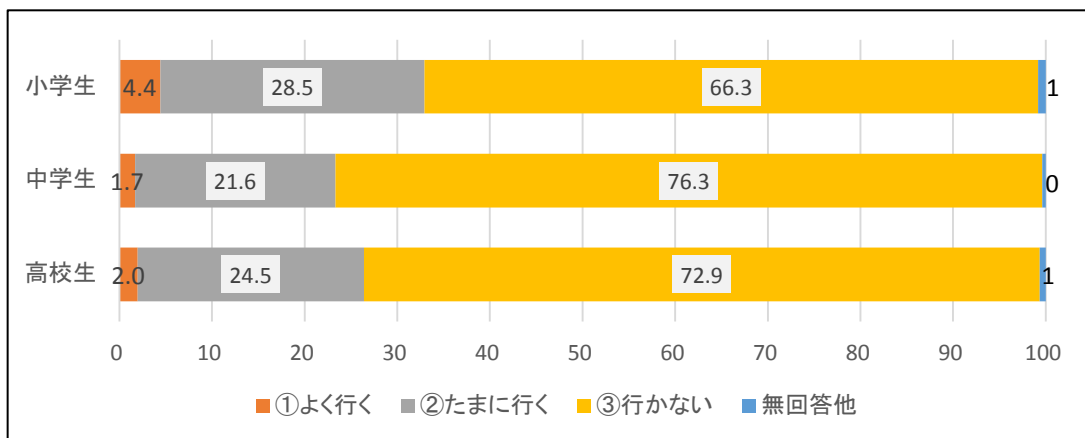
質問 10：知りたいことがあればどうやって調べますか。(複数回答)

(%)



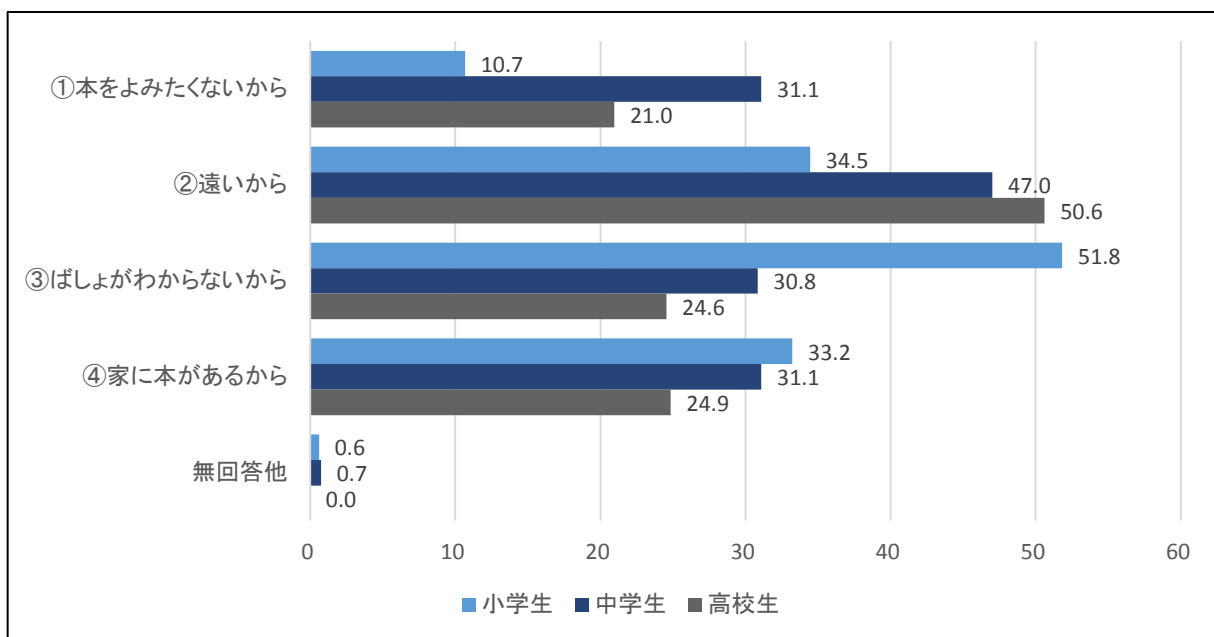
質問 11：市の図書館（移動図書館バス）に行きますか。

(%)





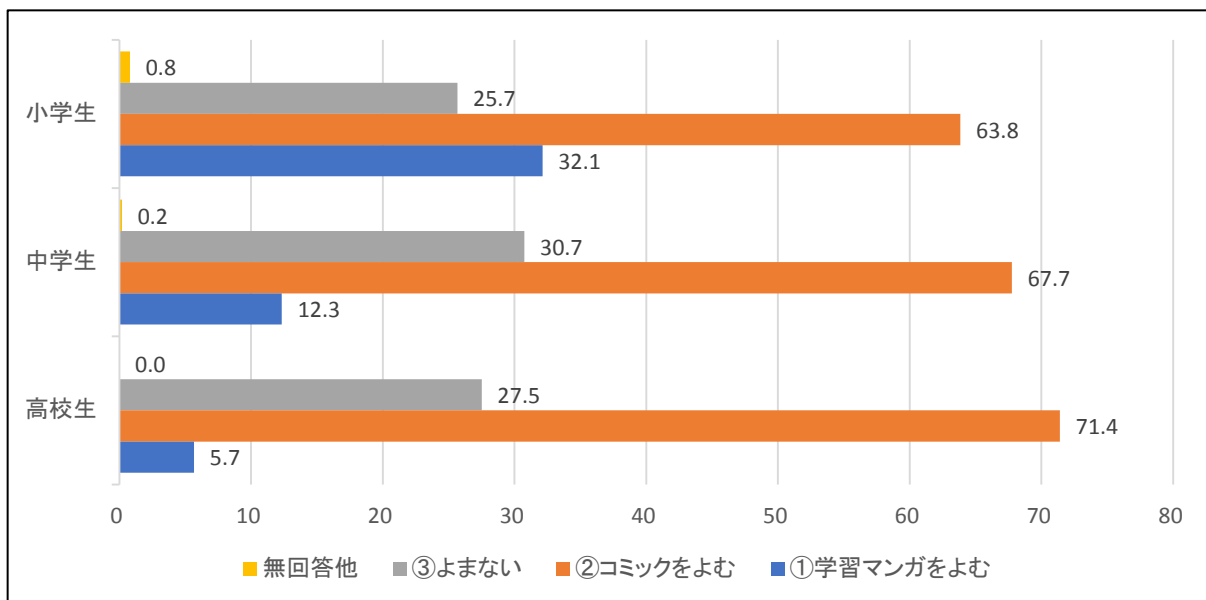
質問 12：質問 11 で、③「行かない」とこたえた人だけお聞きします。市の図書館（移動図書館バス）に行かないのはなぜですか。（複数回答） (%)



質問 13：ふだん、マンガはよみますか。よむばあい、どんなマンガをよみますか。

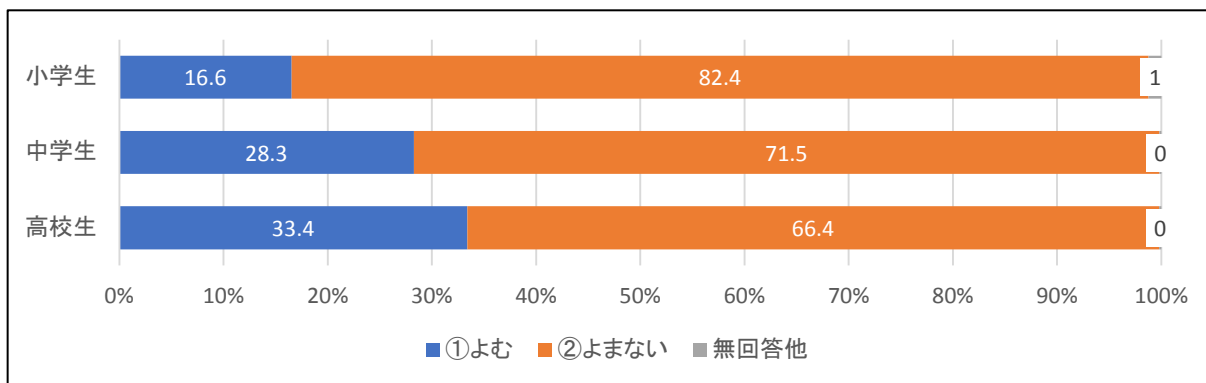
(①・②の両方でもよい)

(%)



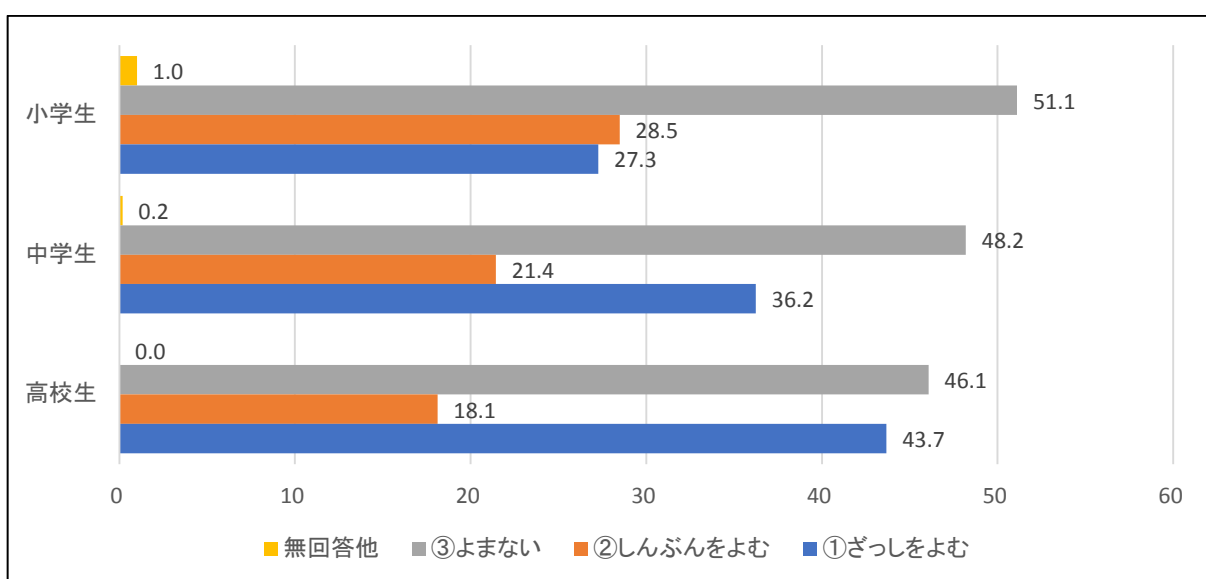
質問 14：ふだん、でんししょせきはよみますか。

(%)



質問 15：ふだん、ざっし・しんぶんはよみますか。(①・②の両方でもよい)

(%)



質問 16：その他、意見がありましたらお書きください。(自由回答)

(本の充実)

- ・新しい本を増やしてほしい。
- ・学校で教えてくれないことや将来役に立つ本を入れてほしい。
- ・本を増やしてほしい (マンガ・伝記・怖い話・ゲーム・小説・折紙等)

(施設)

- ・分館を設置してほしい。
- ・移動図書館バスをもっと出してほしい。

(市立図書館)

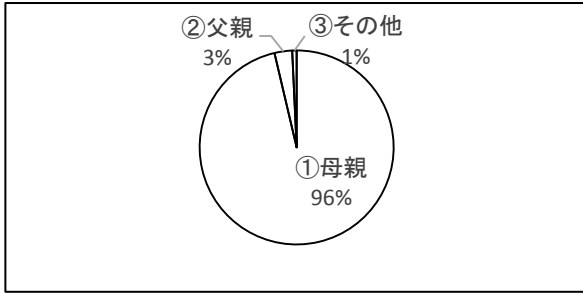
- ・本棚の場所をもう少しわかりやすくしてほしい。

(その他)

- ・本を読むことは好きですが、高校に上がってからあまり読む時間がなく読めません。
- ・大学受験がおわってから興味のある本を読みます。
- ・本が読みたいけど時間がなかったり、集中力が続かないことも多いので、短編が読みやすい。

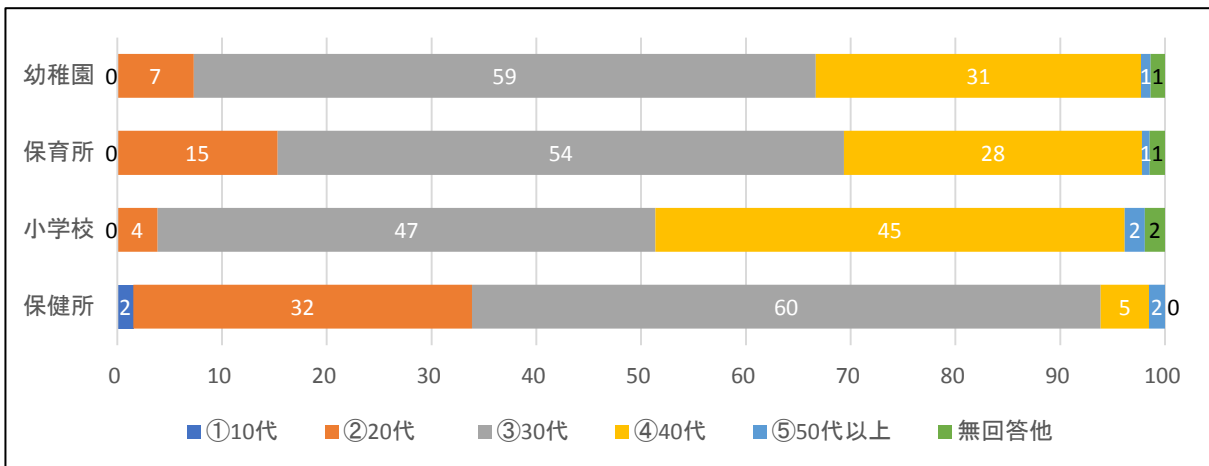
## 2-2 保護者アンケート調査

1 記入した人はどなたですか。（全体）

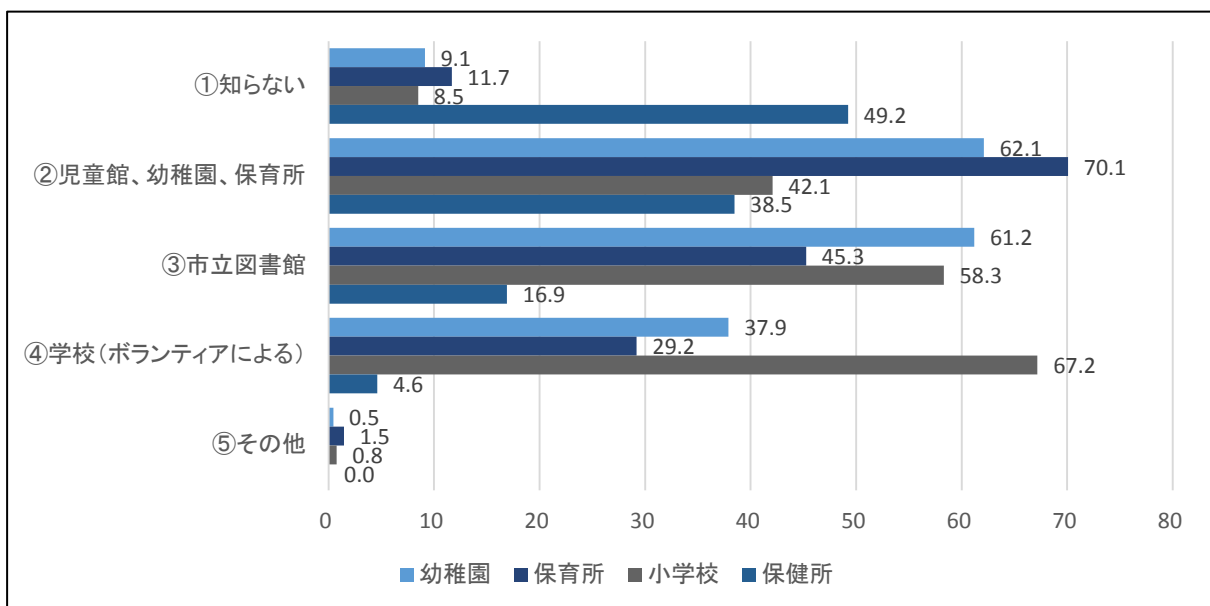


2 記入者の年齢

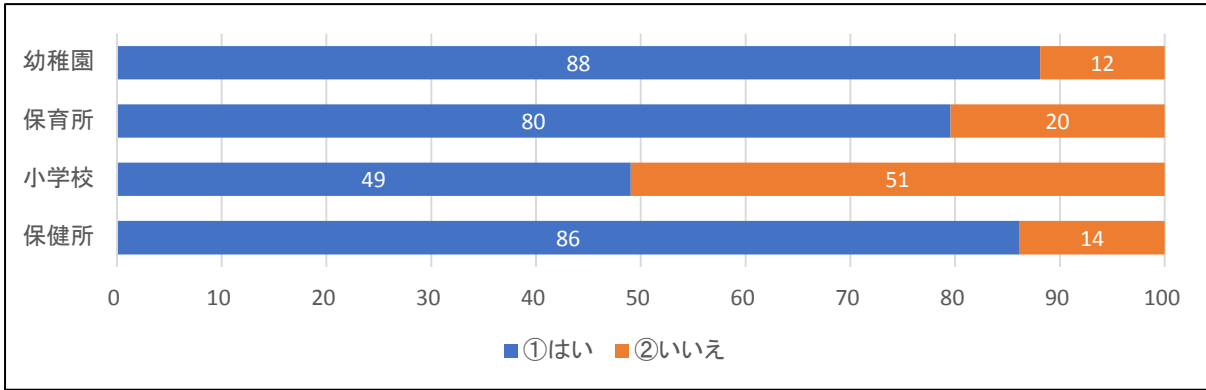
(%)



3 次の施設で「読み聞かせ」を行っていることを知っていますか。（複数回答） (%)

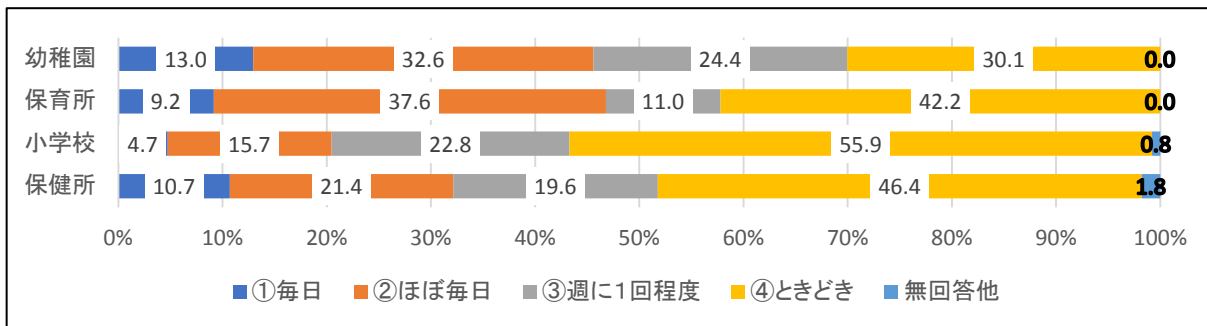


4 子どもに読み聞かせをしていますか。①はい ②いいえ⇒6へお進みください。 (%)

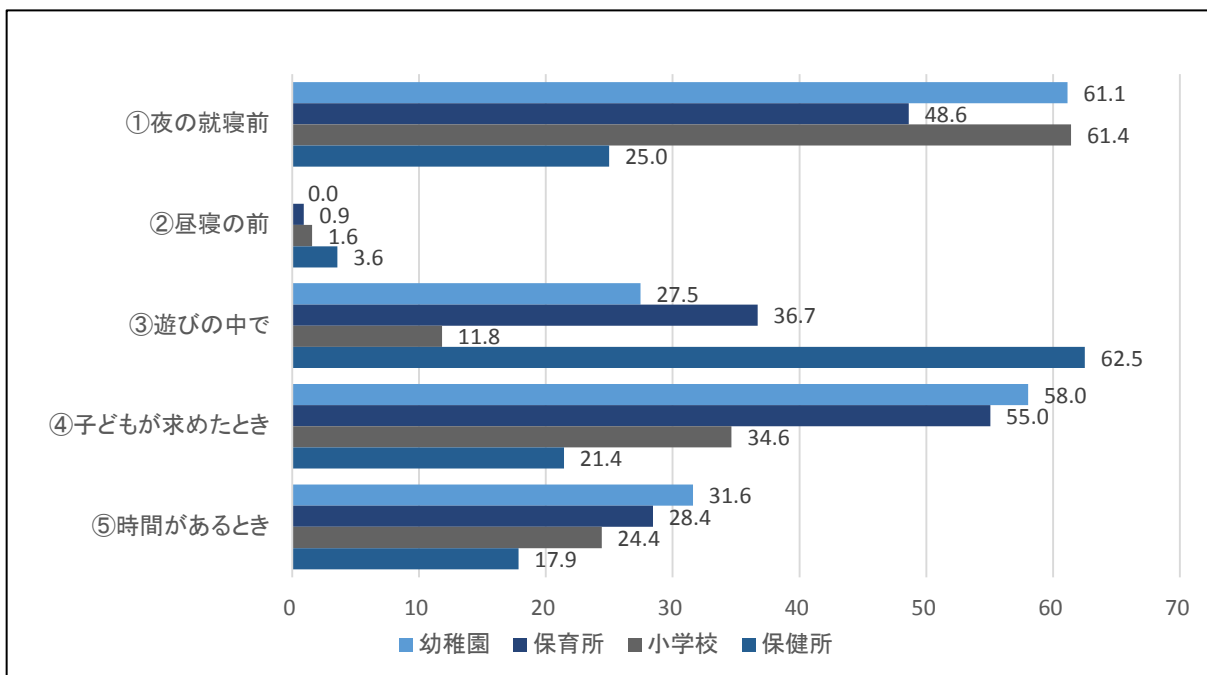


5 読み聞かせをしている方に伺います。

(1) 読み聞かせはどのくらいしていますか。 (%)

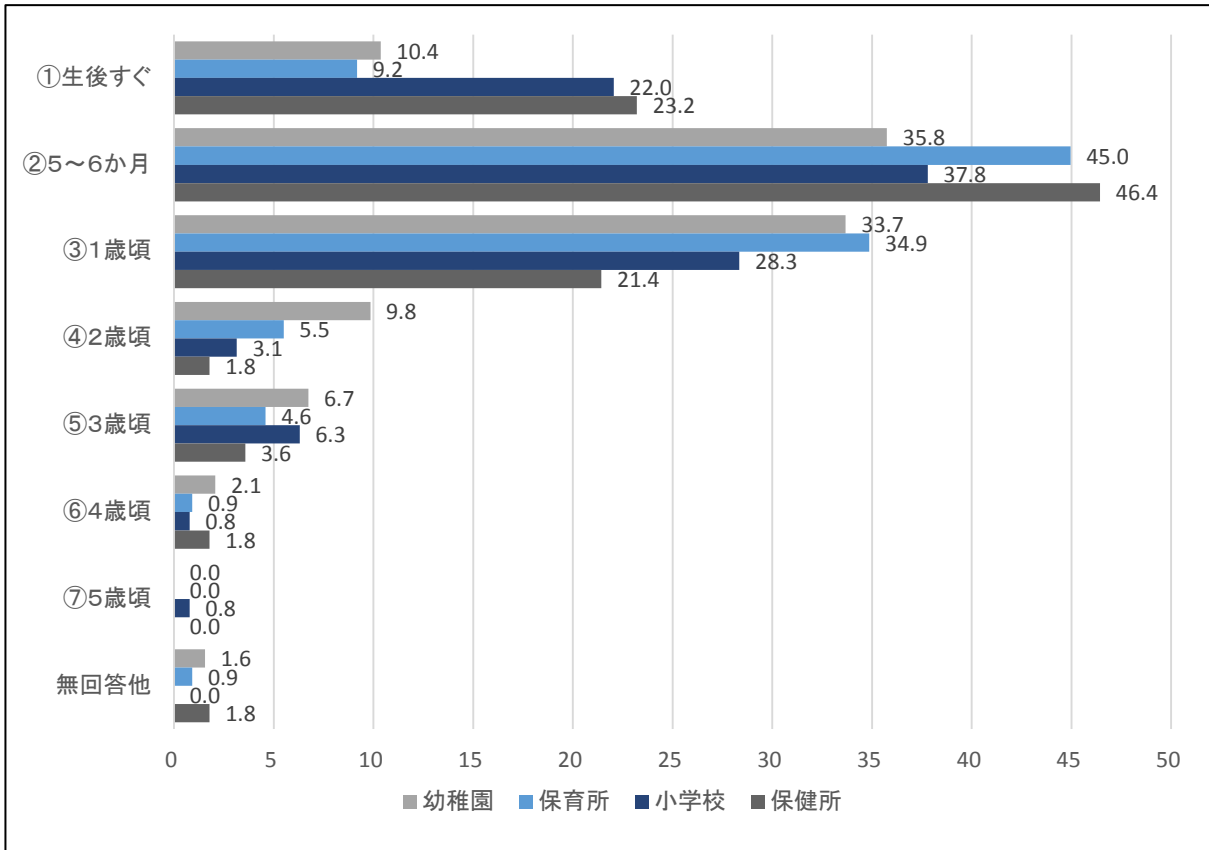


(2) 1日のうち、読み聞かせをする時間帯は (複数回答) (%)



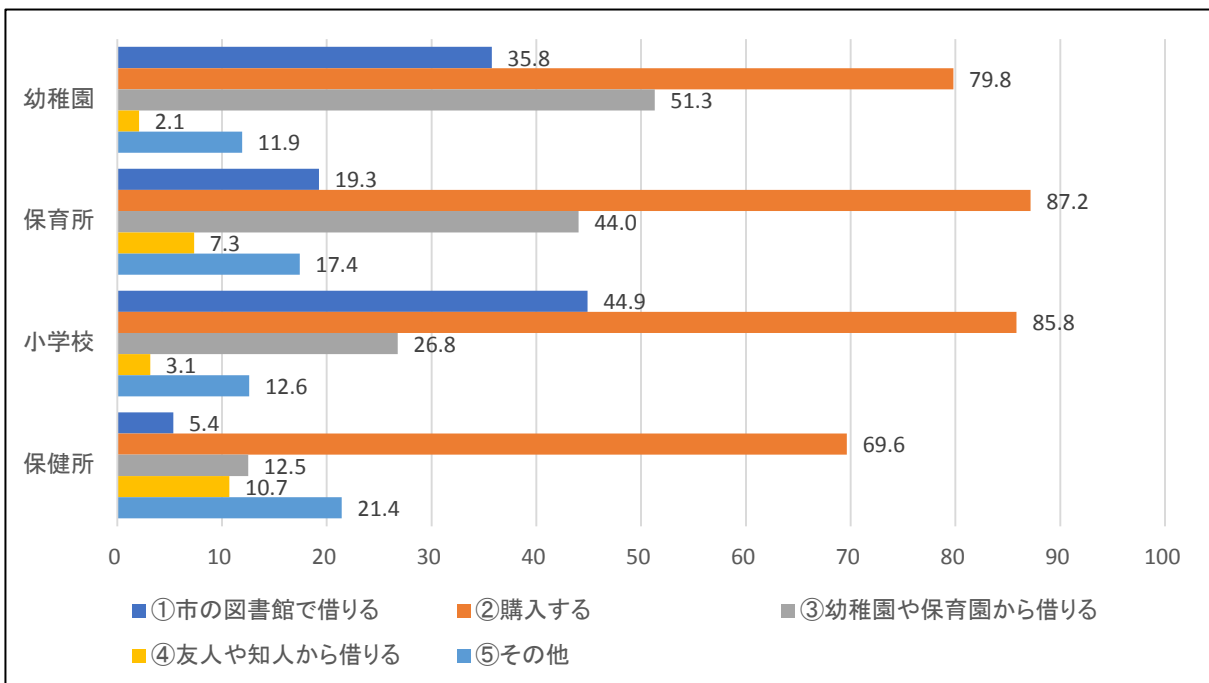
(3) 読み聞かせの開始時期はいつ頃ですか。

(%)



(4) 読み聞かせ用の本をどのように入手していますか。(複数回答)

(%)



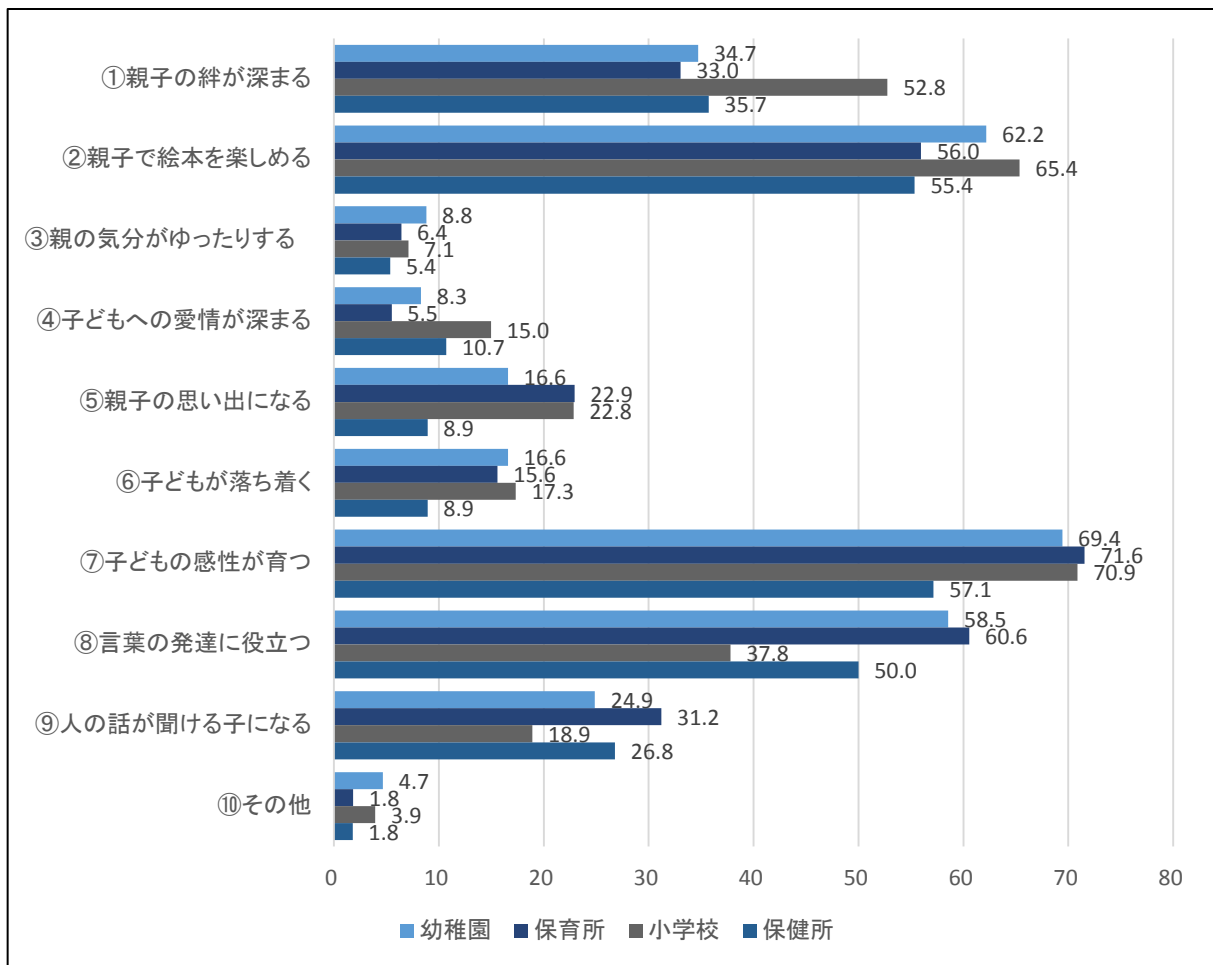
(その他) ・おさがり

- ・子どもの頃読んでいた本
- ・たんぽぽ文庫から借りる。
- ・外食先に本があれば、読む。

(5) 読み聞かせをしてよいと思うことを以下の中から3つ選んでください。

※3つ以上選択者あり。

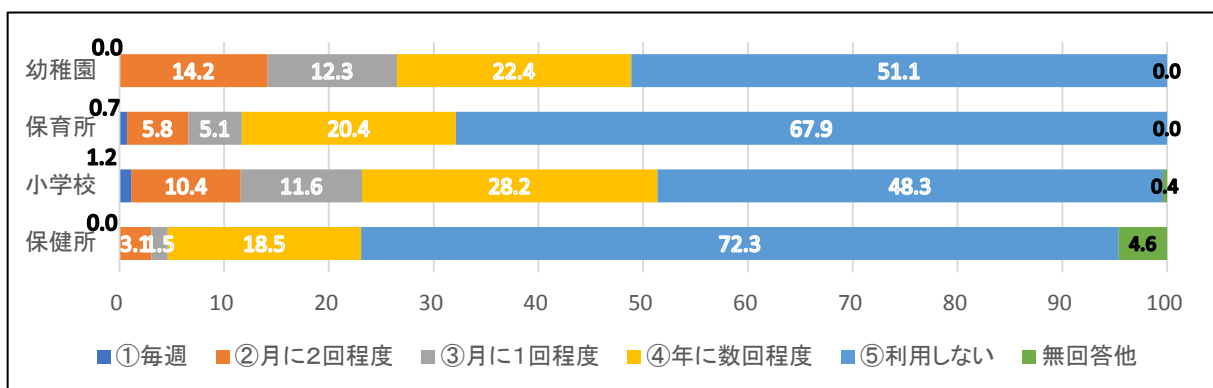
(%)



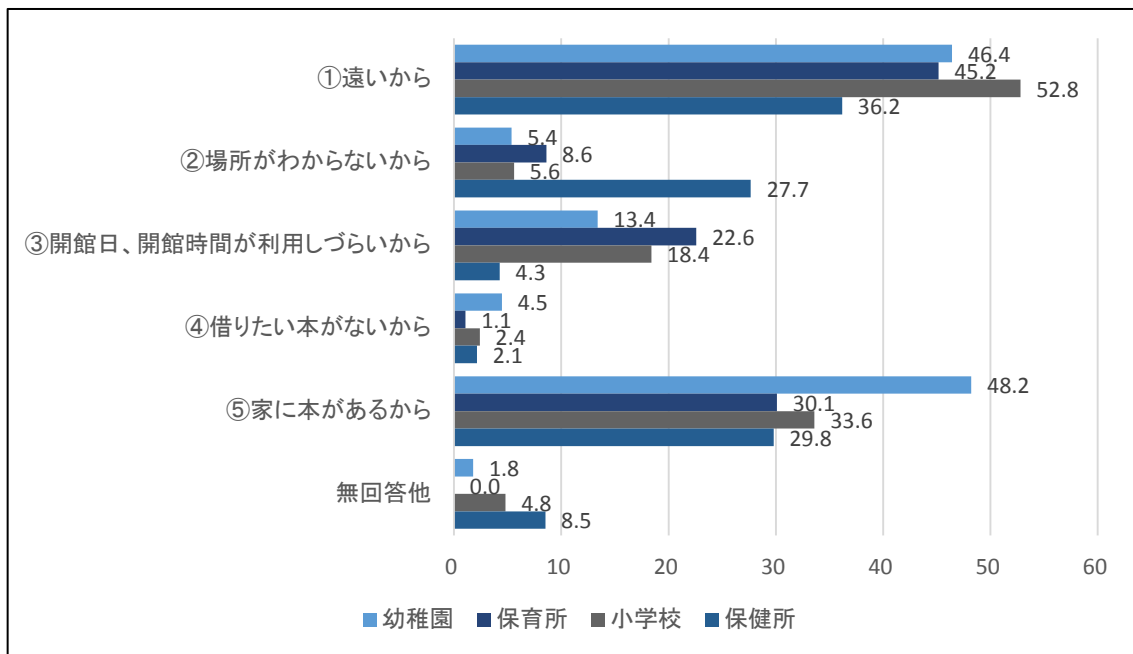
(その他)・本が好きになり、大人になっても本を読む習慣となる。

- ・子どものコミュニケーションに役立つ。
- ・今夜は何を読むのか楽しみにしている。
- ・子どもの事を知るのに役立つ (意外な場面に興味を示すなど)。

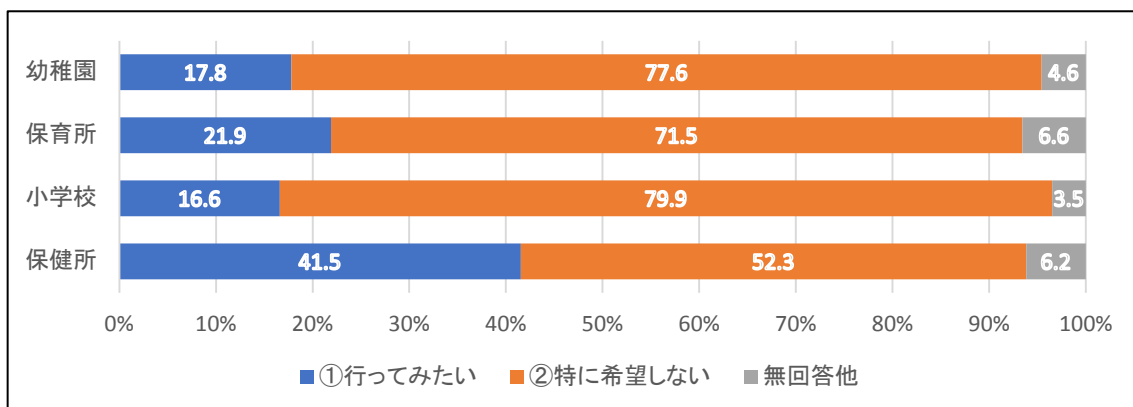
6 子どもさんと市の図書館 (本館・移動図書館バス) をどのくらい利用していますか。(%)



7 6⑤図書館を利用しないと回答された方にその理由をお聞きします。 (%)



8 図書館などで読み聞かせ等のボランティアを行ってみたいですか。 (%)



9 御意見等がありましたらお書きください。

- ・新しい本を入れてほしい。
- ・移動図書館バスの運行時間が合わず利用できない。
- ・ボランティアを行ってみたいけど時間がない。
- ・図書館のイベントも興味があるが都合がつかず。
- ・子どもを連れて利用できるとは思っていなかった。
- ・親が本を読む、図書館に行くと子どもも本が好きになると思う。
- ・やるべき事を親も子も先にやる習慣にしています。そうすると寝る前に自由になる時間ができ、読み聞かせもできます。生活リズムもでき、心と時間の余裕ができ、とても良いです。
- ・親も本を図書館から借りていますが、子どもの面倒を見ながら本を探すのが大変。児童コーナーに子どもを置くのも心配。
- ・まだ幼いため、本を破いたり汚してしまうので、もう少し大きくなったら図書館を利用したいと思います。
- ・子どもが読書に興味がなく、次第に読み聞かせからも離れていきました。幼稚園くらいまでは寝る前などに必ず読み聞かせをしていましたが、今では声をかけても断られるくらいで、読み聞かせをあきらめています。

- 1歳半健診や3歳児検診でも絵本のお話やパンフレットなどあるとよい。
- 子どもが楽しく利用できる図書館になると良いと思う。
- 子どもがさわいでしまうので、図書館は静かにしなくてはいけないイメージが強くなかなか行く気にはなれなかった。
- 字をよめない時にはたくさん本を読んだ。よめるようになったらよみかかせの必要性はないのではないかな。本を読みたくなる環境づくりが大切だと思った。

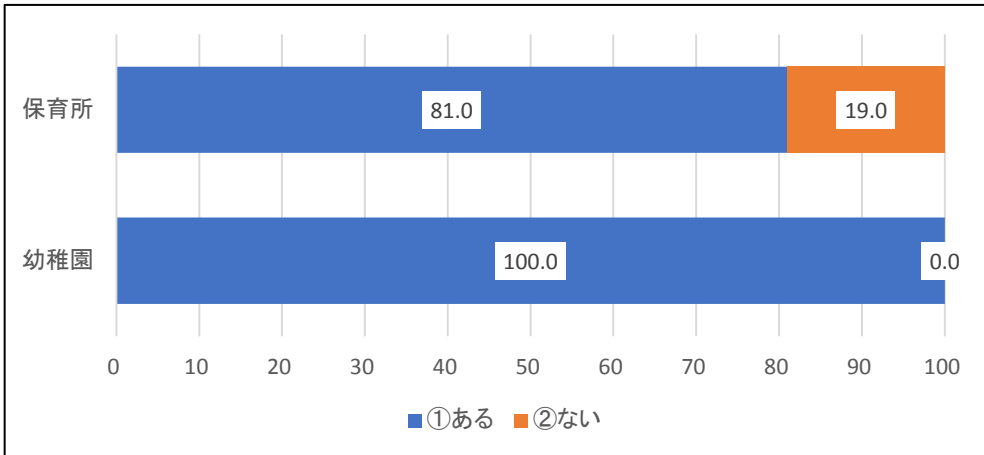


## 2-3 幼稚園・保育所施設アンケート調査

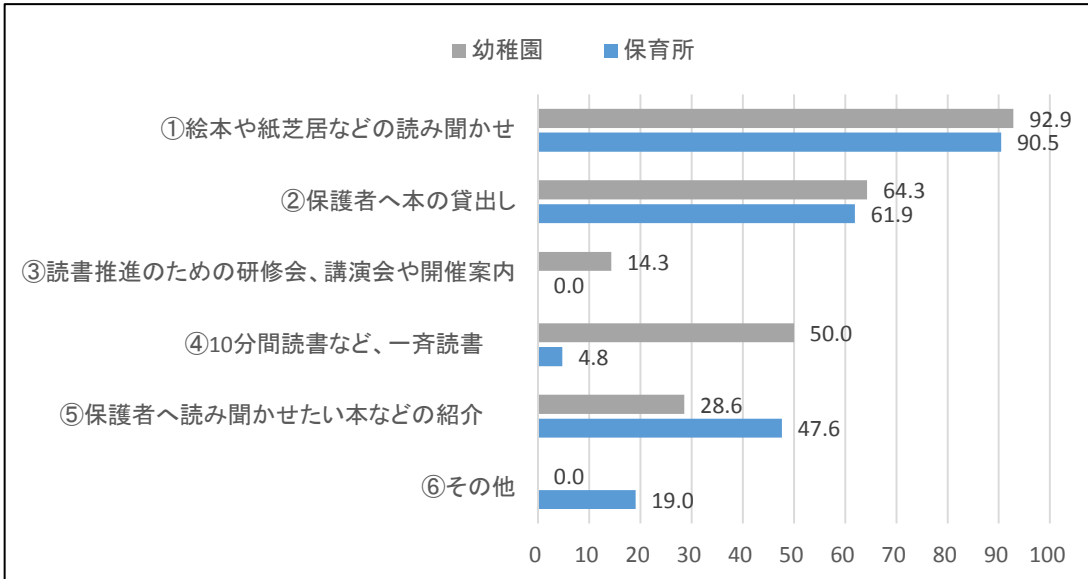
1 貴施設の園児は何人ですか。

全体	幼稚園	保育所
2,593	1,209	1,384

2 貴施設内に図書室や図書コーナーはありますか。 (%)

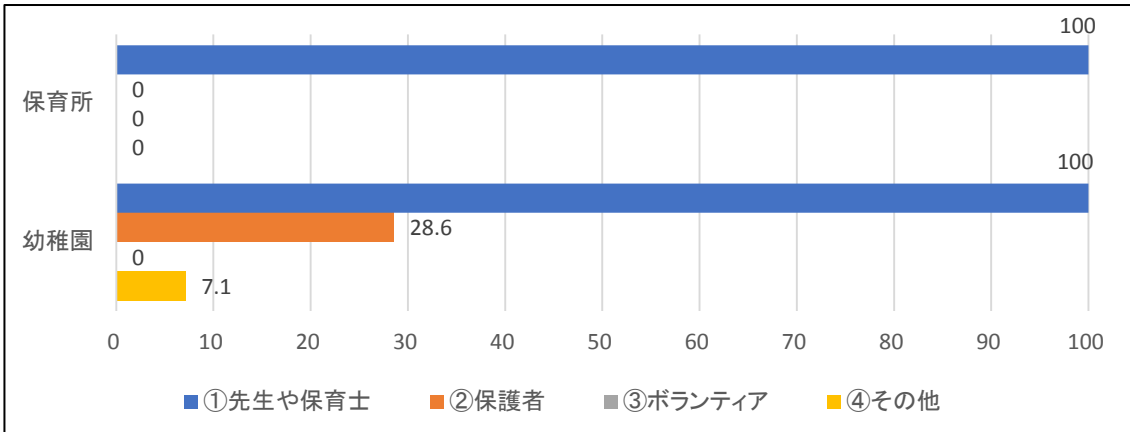


3 現在、どのような読書活動をされていますか。(複数回答) (%)

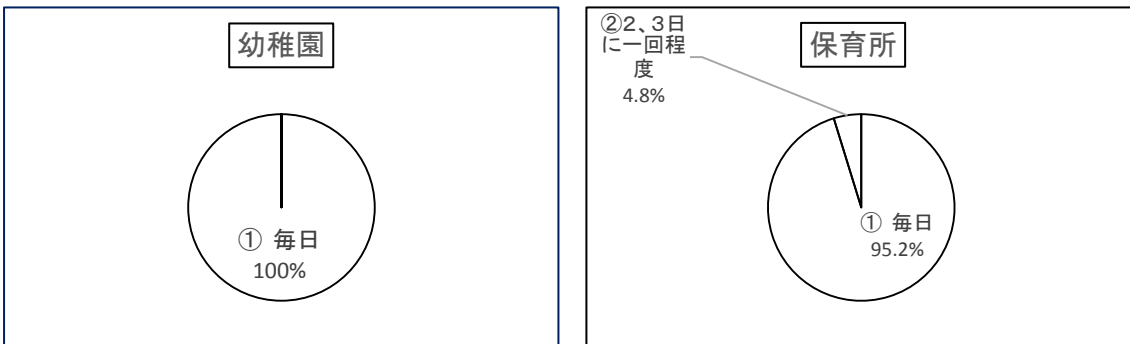


4 問3で①「絵本や紙芝居などの読み聞かせ」を選んだ施設に伺います。

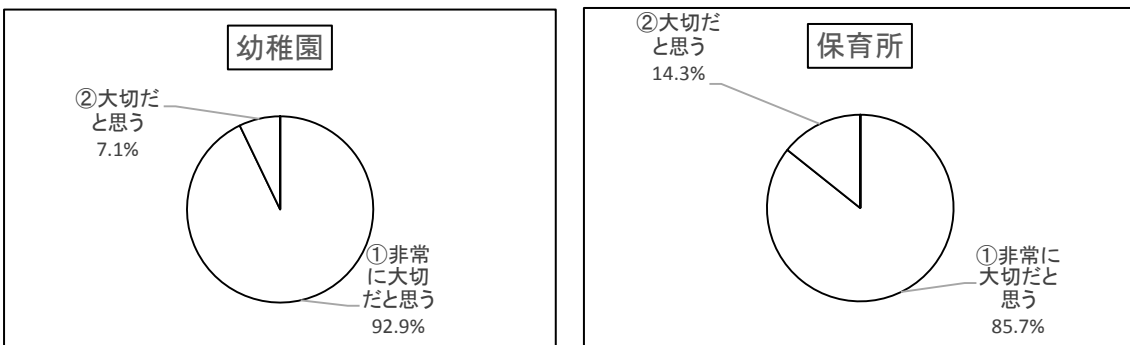
(1) 読み聞かせは誰が行いますか。(複数回答) (%)



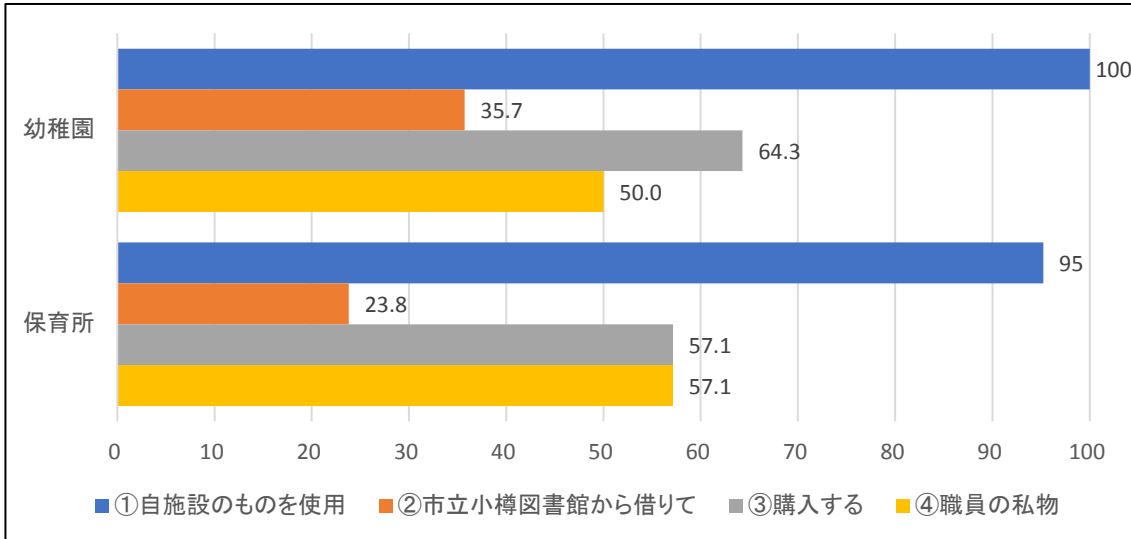
(2) 絵本や紙芝居などの読み聞かせはどのくらい行っていますか。



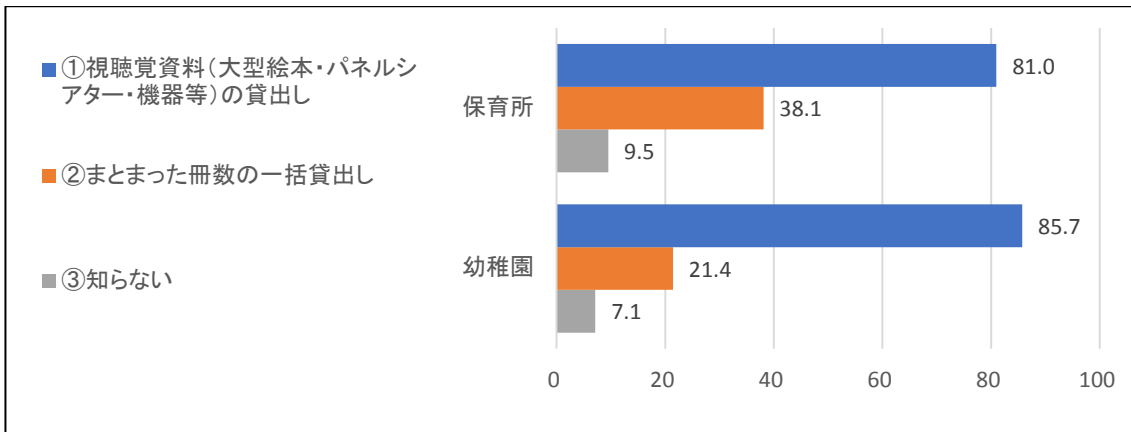
5 読み聞かせをすることは、大切だと思いますか。



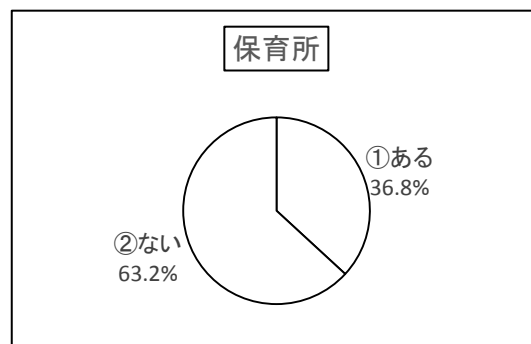
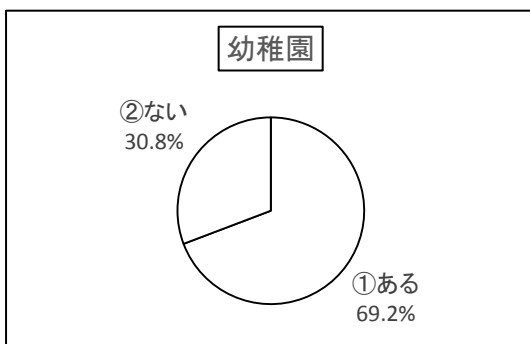
6 読み聞かせに使う本や紙芝居はどのように手に入れていますか。(複数回答)(%)



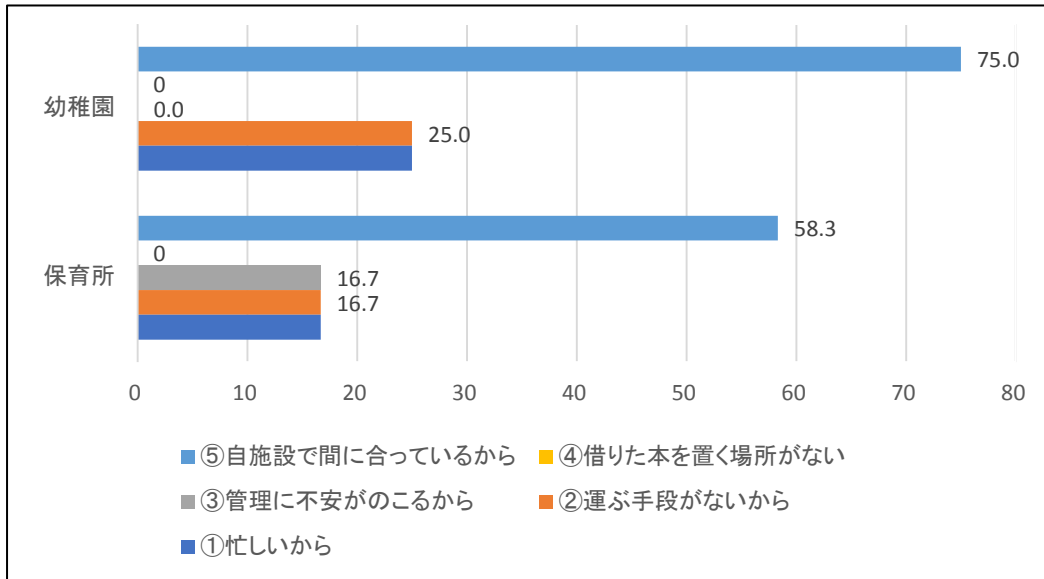
7 市立図書館の団体貸出制度で知っているものはありますか。(複数回答)(%)



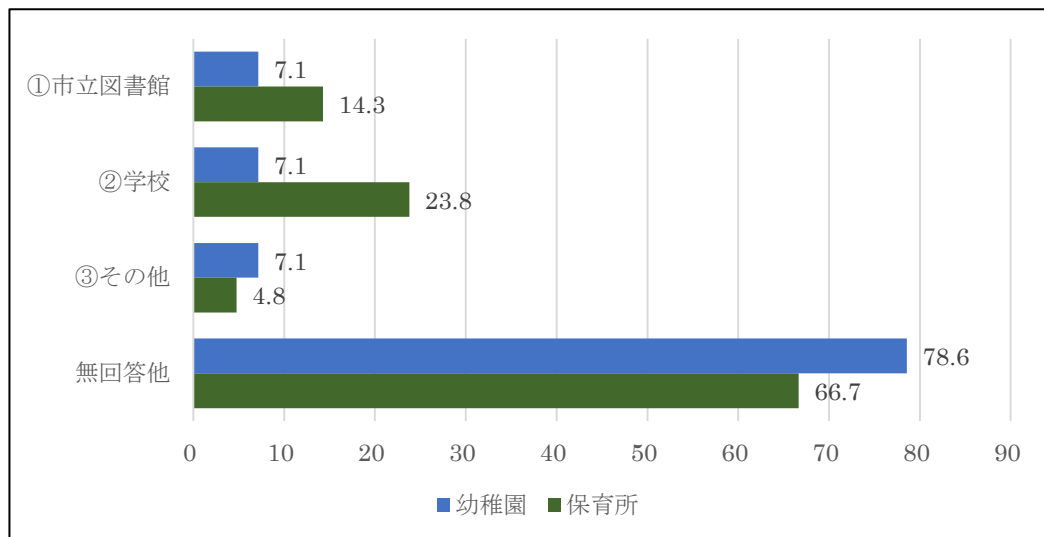
8 ①・②と答えた施設に伺います。その制度を利用したことがありますか。



9 問8で②「ない」と答えた施設に伺います。なぜ利用しないのですか。(複数回答)(%)



10 次の施設と連携した事業を行っていますか(施設見学も含む)。(複数回答)(%)



11 御意見等がありましたらお書きください。

## 関連法規

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

**第一条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第二条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第五条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

**第六条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

**第七条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

**第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

**第一条** この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

**第三条** 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

**2** 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

**3** 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。



(国の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

**第六条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

**第七条** 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

**第八条** 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職

員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第九条** 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第十条** 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第十一条** 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第十二条** 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。